傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められ	
	る異常所見をいいます。	
医科診療報酬点	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められてい	
数表	る医科診療報酬点数表をいいます。	
危険	傷害の発生の可能性をいいます。	
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。	
	(注1) 競技、競争、興行	
	いずれもそのための練習を含みます。	
	(注2) 試運転	
	性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。	
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に	
	残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至	
	ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	
公的医療保険制	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいい	
度	ます。	
	① 健康保険法 (大正11年法律第70号)	
	② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	
	③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)	
	④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)	
	⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)	
	⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)	
	⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)	
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とする	
	ことによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関	
	する事項を含みます。	
歯科診療報酬点	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められてい	
数表	る歯科診療報酬点数表をいいます。	
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。	

一 45	火ののようはののいだとことせんときが中にさましてよる
手術	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。
	① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算
	定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のア.
	からオ. までのいずれかに該当するものを除きます。
	ア. 創傷処理
	イ. 皮膚切開術
	ウ. デブリードマン
	エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術
	および授動術
	才. 拔歯手術
	② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)
	(注1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料
	の算定対象として列挙されている診療行為
	歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている
	診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対
	お別り あい
	(注2) 先進医療
	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められ
	ている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。
	ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合す
	る病院または診療所において行われるものにかぎります。
	(注3) 診療行為
	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必
	要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。ただし、
	診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、
	全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法に
	よる診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその
	他これらに類するものをいいます。
	(注) モーターボート
	水上オートバイを含みます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または3 親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他
	の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。
	(注) 医師
	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいま
	す。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けること
	をいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の
	受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師
7 (196	の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	保険証券記載の人院保険金り額をいいます。 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と
自己的名	
	同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と
址/□ I/全 土	異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院				
	保険金をいいます。				
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。				

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注 1)によってその身体に被った傷害に対して、この普通保険約款に従い保険金を支払い ます。
- (2)(1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注2)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
 - (注1) 急激かつ偶然な外来の事故 以下「事故」といいます。
 - (注2) 中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次の①から⑬までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡 保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のア.からウ.までのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条第1項に定める酒気を帯びた状態 で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変または暴動(注4)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑩ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ② ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の 混乱に基づいて生じた事故
 - ③ ①以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注7)、腰痛その他の症状を訴えている場合であ

っても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の 原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機 関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機 関をいいます。

(注3) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質(注5)によって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のア.からウ.までのいずれかに該当する間
 - ア.乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除 き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払い ます。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる 方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を 除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間につ いては、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動 車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車 等を使用している間

第5条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第33条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、 法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第33条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を 控除した残額とします。

第6条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結 果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、 次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

別表2に掲げる各等級の × 後遺障害に対する保険金 = 後遺障害保険金の額 保険金額 支払割合

- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超 えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含 めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、 (1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に 相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等 級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険金 支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺 障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上ある ときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金
 - ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種 以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対す る保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の 割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合 とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険 金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによっ て、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式によって算 出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の後 別表2に掲げる既にあった後 遺障害に該当する等級に対 - 遺障害に該当する等級に対す = する保険金支払割合 る保険金支払割合

適用す る割合

(6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、 保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条(入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果 として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険 金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数(注1) = 入院保険金の額

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の 摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判 定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条 に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる 処置(注2)であるときには、その処置日数を含みます。
- (3)被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術(注3)にかぎります。
 - ① 入院中(注4)に受けた手術の場合

入院保険金日額 × 10 = 手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

(注1) 入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日から その日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。 (注2) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注3) 1事故に基づく傷害について、1回の手術

1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注4)入院中

第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条 (通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果 として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険 金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数(注1) = 通院保険金の額

- (2)(1)の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次の①から④までのいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注2)を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注3)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次の①から④までのいずれかに該当する部位をギプス等(注2)装着により固定していることが確認できる場合にかぎります。
 - ① 長管骨(注4)または脊柱
 - ② 長管骨(注4)に接続する3大関節部分(注5)

- ③ 筋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合にかぎります。
- ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(注1) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日から その日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 (注2) ギプス等

ギプス (キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子 (シーネ、スプリント) 固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース (下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合にかぎります。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。) およびハローベストをいいます。

(注3) 医師の指示による固定であること

診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合にかぎります。

(注4) 長管骨

上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいい ます。

(注5) 3大関節部分

上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

第9条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を 受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷 害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第11条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による傷

害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

第12条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保 険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場 合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求すること ができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。
 - (注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた 場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた 場合を含みます。

第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合 は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなり ません。
 - ① 保険証券記載の職業または職務に就いていた被保険者がその職業または職務を変更すること。
 - ②職業に就いていない被保険者が新たに職業に就くこと。
 - ③ 保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめること。
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受

け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注3)があった時から5年を経過した場合は適用しません。

- (4)(2)の規定は、職業または職務の変更の事実(注3)に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (5) (2)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注3)が生じ、この保険契約の引受範囲(注4)を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6)(5)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保 険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注3)が生じ た時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保 険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社 は、その返還を請求することができます。

(注1) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

- (注3) 職業または職務の変更の事実
 - (1)の変更の事実をいいます。
- (注4) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険 契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第14条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第15条 (保険契約の無効)

次の①または②に掲げる事実のいずれかがあった場合は、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。
- (注) 死亡保険金受取人を定める場合

被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第17条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会 社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもっ て、この保険契約を取り消すことができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約 に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求 について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のア.からオ.までのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与 をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、 通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がも たらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)の③のア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該当すること。
 - (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害(注3)の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害(注3)に対しては、当会社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 傷害

(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注4) 保険金

(2)の②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第20条 (被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれか

に該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)の①または同条(1)の② に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)の④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約 (注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。
- (4)(3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第21条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条(保険料の取扱いー告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)

- (1) 第12条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注5)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険 契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既 に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険 契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後 に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する 割合により、保険金を削減して支払います。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7)(6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、 保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故に

よる傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 職業または職務の変更の事実

第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条(1)の変更の事実が生じた

(注5) 追加保険料の支払を怠った場合

時以降の期間をいいます。

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第23条 (保険料の取扱い-無効の場合)

- (1) 第15条(保険契約の無効)①の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第15条(保険契約の無効)②の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料の全額を返還します。

第24条(保険料の取扱い-失効の場合)

第16条(保険契約の失効)の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。

第25条 (保険料の取扱い一取消しの場合)

第17条(保険契約の取消し)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第26条 (保険料の取扱い-解除の場合)

- (1) 第12条(告知義務)(2)、第13条(職業または職務の変更に関する通知義務) (5)、第19条(重大事由による解除)(1)または第22条(保険料の取扱いー告知義 務・通知義務に伴う変更等の場合)(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除 した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還しま す。
- (2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いてその残額を返還します。
- (3) 第19条(重大事由による解除)(2)の規定により、当会社がこの保険契約(注)を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) 第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合または第20条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合も、(2)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(注) 保険契約

その被保険者にかかる部分にかぎります。

第27条 (事故の通知)

- (1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の日時、場所、事故の概要および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表 4 に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受ける べき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者が その事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえ で、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2) のうち3親等内の者
- (5)(4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の

規定に違反した場合または、(2)から(4)までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 配偶者

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第29条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から④までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める 解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 H
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(1)の ①から④までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保 険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった 場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に 算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第30条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第27条(事故の通知)の通知または第28条(保険金の請求)の規定による 請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度にお いて、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する 医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第31条 (時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第33条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、死亡保険金受取人の変更は、保 険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知 が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合 は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6)(5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7)(2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡 保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(注) 死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法 定相続人とします。

第34条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡 時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条(契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の①から⑥までの事項を一般社団法人日本損害保険協会(以下この条において「協会」といいます。) に登録します。
 - ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額および被保険者の同意の有無
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果 を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその 損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損 害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による 照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第37条(被保険者が複数の場合の取扱い)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第38条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条(保険金を支払わない場合-その2)①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、 パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表 2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割 合
第1級	(1) 両眼が失明したもの	100%
	 (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 	
	(8) 両下肢の用を全廃したもの	
第 2 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は 万国式試視力表によるものとします。以下同様 とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残 し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介 護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第 4 級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

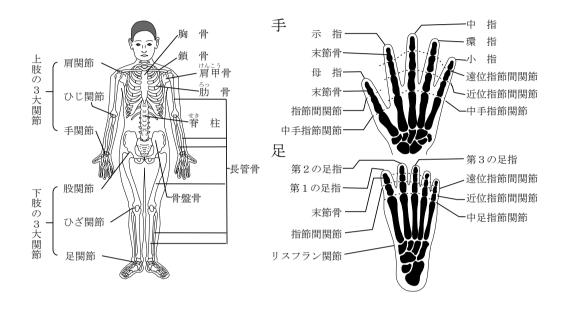
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下にな	59%
	ったもの	
	(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残	
	し、特に軽易な労務以外の労務に服することが できないもの	
	(3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽	
	易な労務以外の労務に服することができないも	
	0)	
	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (c) 1 kttの円む合廃したまの	
	(6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの	
	(8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失った	
	ものとは、その全部を失ったものをいいます。以	
	下同様とします。)	
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの	50%
	(2) 望しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残	
	すもの	
	(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する	
	ことができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上	
	の距離では普通の話声を解することができない	
	程度になったもの	
	(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの	
	(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したも の	
	(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したも	
	Ø)	
	(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を	
# 7 VII	失ったもの (1) 1 明が世界 (4) (4) (4) (7) (7) (7)	400/
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの	42%
	(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声	
	を解することができない程度になったもの	
	(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上	
	の距離では普通の話声を解することができない	
	程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易	
	な労務以外の労務に服することができないもの	
	(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以	
	外の労務に服することができないもの	
	(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の	
	4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の	
	用を廃したもの	
	(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残す	
	もの	

	(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残す	
	もの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用	
	を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分	
	以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失	
	ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節	
	間関節 (第1の足指にあっては指節間関節) に著	
	しい運動障害を残すものをいいます。以下同様	
	とします。)	
	(12) 外貌に著しい醜状を残すもの	
	(13)両側の睾丸を失ったもの	
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以	34%
	下になったもの	
	(2) 脊柱に運動障害を残すもの	
	(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の	
	3の手指を失ったもの	
	(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手	
	指の用を廃したもの	
	(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したも	
	の	
	(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したも	
	の	
	(8) 1上肢に偽関節を残すもの	
	(9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1日の日本の人部され、たるの	
第9級	(10) 1足の足指の全部を失ったもの (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの	26%
男 男 叔	(2) 1 眼の矯正視力が0.06以下になったもの	20 70
	さく	
	(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残す	
	もの	
	(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	そ	
	(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの	
	(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声	
	を解することができない程度になったもの	
	(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する	
	ことができない程度になり、他耳の聴力が1m 以上の距離では普通の話声を解することが困難	
	である程度になったもの	
	(9) 1耳の聴力を全く失ったもの	
	(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服す	
	ることができる労務が相当な程度に制限される	
	もの (11) 胸腹如膵児の幽炎に陰宝を除し 服士スこしが	
	(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	へつるとははははは、10世界のものもの	

	(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失っ	
	たもの	
	(13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの	
	3の子指の用を廃したもの	
	(14) 1 足の第1 の足相を含みる以上の足相を入り たもの	
	(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの	
	(17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの	20%
	(2) 正面視で複視を残すもの	
	(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	
	(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声	
	を解することが困難である程度になったもの	
	(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する	
	ことができない程度になったもの	
	(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を	
	廃したもの	
	(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの	
	(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失っ たもの	
	(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい	
	障害を残すもの	
	(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい	
	障害を残すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動	15%
	障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 1 眼のまぶたに者しい) 理動障害を残りもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解す	
	ることができない程度になったもの	
	(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声 を解することができない程度になったもの	
	(7) 脊柱に変形を残すもの	
	(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの	
	(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	
	焼したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に	
	相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動	10%
	障害を残すもの	, -
	(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
		-

	(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	(5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著し	
	い変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を 残すもの	
	(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を 残すもの	
	(8)長管骨に変形を残すもの	
	(9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの	
	(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を 含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以	
	下の3の足指を失ったもの	
	(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を 廃したもの	
	(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの	
	(14)外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの	7 %
	(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残す	
	もの (3)正面視以外で複視を残すもの	
	(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつ	
	げはげを残すもの	
	(5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの(7) 1手の小指の用を廃したもの	
	(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	(9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を	
	失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足	
	指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3	
第14級	の足指以下の3の足指の用を廃したもの (1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつ	4 %
\[\sqrt{1}	げはげを残すもの	-1 /0
	(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解す	
	ることができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあと	
	を残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあと	
	Notal Tipe Notal Not	

- (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
- (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
- (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の 用を廃したもの
- (9) 局部に神経症状を残すもの
- 注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
- 注2 関節等の説明図



別表3 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

	(0/)
既経過期間割合	(%)
7日まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
15日まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
1 か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2 か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
3 か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
4 か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
5か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
6 か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
7 か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
8か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
9 か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
10か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
11か月まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
1年まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100

別表4 保険金請求書類

保険金種類 提出書類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書	\circ	0	0	0	0
2. 保険証券	0	0	0	0	\circ
3. 当会社の定める傷害状況報告書	0	0	0	0	0
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	\circ	\circ	0	0	\circ
5. 死亡診断書または死体検案書	0				
6.後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		0	0	0	0
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			0		0
8. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は、 被保険者の法定相続人)の印鑑証明書	0				
9. 被保険者の印鑑証明書		\circ	\circ	\circ	\circ
10. 被保険者の戸籍謄本	\circ				
11. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人を定めなかった場合)	\circ				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	0	0	0	0	0
13. その他当会社が第29条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	0	0	0	0	0

注 保険金を請求する場合は、〇を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

国内旅行傷害保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)のほか、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶(注1)が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶(注2)に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において旅行行程中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。
- (3)(1)および(2)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注3)を含みます。

(注1) 航空機または船舶

日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

(注2) 航空機もしくは船舶

日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

(注3) 中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合-その2)②の規定にかかわらず、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については保険金を支払います。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)(1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の 午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の①から⑥までに掲げる事由のい ずれかにより遅延した場合は、保険期間の末日の午後12時から被保険者が正常な旅行

行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間を限度として、保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、次の③から⑥までに掲げる事由のいずれかにより遅延した場合の保険責任の終期の延長は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、48時間を限度とします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関(注1)または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- ② 被保険者が誘拐されたこと。
- ③ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関(注1)のうち運行 時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休
- ④ 交通機関(注1)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- ⑤ 被保険者が治療を受けたこと。
- ⑥ 被保険者の同行家族(注2)または同行予約者(注3)が入院したこと。
- (4)(1)または(3)の規定にかかわらず、当会社は、次の①または②のいずれかに掲げる 事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険料領収前に生じた事故
 - ② 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた事故

(注1) 交通機関

航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。なお、航空機または船舶については、日本を出発して日本に帰着する予定のものをいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

(注2) 同行家族

被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくはその配偶者の同居の親族、または、被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子をいいます。

(注3) 同行予約者

被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行している者をいいます。

第5条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第11条(保険責任の始期および終期)、第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)ならびに第22条(保険料の取扱いー告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(2)および(5)の規定は適用しません。

第6条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条(死亡保険金の支払)(1)、第6条(後遺障害保険金の支払)(1)および(5)、第7条(入院保険金および手術保険金の支払)(1)、(4)および(注4)、第8条(通院保険金の支払)(1)、第9条(死亡の推定)、第10条(他の身体の障害または疾病の影響)、第27条(事故の通知)(1)ならびに第28条(保険金の請求)(1)の③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」
- ② 第12条(告知義務)(3)の③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による傷害を被る前に」
- ③ 第26条(保険料の取扱い-解除の場合)(2)の規定中「既経過期間に対し別表3に 掲げる短期料率によって計算した保険料」とあるのは「既経過期間に対応する保険 料」
- ④ 第28条(1)の④および⑤の規定中「第2条の傷害」とあるのは「この特約第2条の 傷害」

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

携行品捐害補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
7 17 11-	· - • •
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金ま
	たは共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券および旅行
	券をいいます。
	<u>(注)</u> 乗車船券・航空券
	定期券は除きます。
他の保険契約	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払
等	責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金	第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額
	をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において生じた偶然な事故(注)によって保険の対象について被った損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約および 普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)のほか、国内旅行傷害保険特約第2条(保険金を支払う場合)(2) に規定する場合において、日本国外において旅行行程中に生じた偶然な事故(注)によって保険の対象について被った損害に対しても、保険金を支払います。

(注) 偶然な事故

以下この特約において「事故」といいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑮までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のア.からウ.までのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している問
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の 事変または暴動(注4)
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑨ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。
- ⑩ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった欠陥を除きます。
- ① 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由また はねずみ食い、虫食い等
- ② 保険の対象のすり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ③ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ④ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については保険金を支払います。
- ⑤ 保険の対象の置き忘れまたは紛失

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質(注5)によって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険の対象およびその範囲)

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品にかぎります。
- (2)(1)の規定にかかわらず、次の①から⑧までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等ならびに通貨および小切手を除きます。
 - ② 預金証書または貯金証書(注1)、クレジットカードその他これらに準ずる物
 - ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
 - ④ 船舶(注2)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
 - ⑤ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のため の用具
 - ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
 - ⑦ 動物および植物
 - ⑧ その他保険証券記載の物
 - (注1) 預金証書または貯金証書 通帳およびキャッシュカードを含みます。
 - (注2) 船舶

ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第5条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、格落損(注)は損害額に含めません。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。
- (4) 第8条(損害の発生)(4)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (5)(1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6)(1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、 その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用およ び保険契約者または被保険者が負担した第8条(損害の発生)(4)の費用の合計額を 損害額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が 10万円を超える場合は、当会 社は、そのものの損害額を 10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等また は通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超 えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

(注) 格落損

価値の下落をいいます。

第6条(保険金の支払額)

当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

第7条(支払保険金の限度)

当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額(注)をもって限度とします。

(注) 保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第8条(損害の発生)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第2条(保険金を支払う場合) の 損害が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までに掲げる事項を履行しなけれ ばなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止につとめること。
 - ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 損害が盗難によって生じた場合は、ただちに警察署へ届け出ること。ただし、下記の場合はこのほかに各々次のア. およびイ. に掲げる届出をただちに行うこと。 ア. 盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人(注1)および支払金融機関への届出
 - イ. 盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関(注2)または発行者 への届出

- ④ 他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注3)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の①から⑥までの規定に違反した場合は、当会社は次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① (1)の①に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ② (1)の②、③、⑤または⑥の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った 損害の額
 - ③ (1)の④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 当会社は、次の①または②に掲げる費用を支払います。
 - ① (1)の①の損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうちで必要または有益であった費用
 - ② (1)の④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(注1) 小切手の振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 運輸機関

宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

(注3)他の保険契約等に関する事実の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を 含みます。

第9条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盗難届出証明書にかぎります。
 - ⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - ⑦ その他当会社が第12条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受ける べき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者が その事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえ

で、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の 規定に違反した場合または、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載を し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それ によって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、 法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、 法律上の親族にかぎります。

第10条 (被害物の調査)

保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。

第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引い た残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2)(1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の 状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が 有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当 会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会90日
 - ③ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(1)の① から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第9条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した 日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

- (注3) 次の①から④までに掲げる日数
 - ①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注4) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第14条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第8条(損害の発生)(4)の①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は 損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその

払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

- (4) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は保険金の保険価額(注1)に対する割合によって、当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(注2)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (5)(2)または(4)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第5条(損害額の決定)の規定によって決定します。

(注1) 保険価額

保険の対象が乗車券等の場合は、損害額をいいます。

(注2) 保険金に相当する額

第8条(損害の発生)(4)の①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた 残額とします。

第15条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた 額
- (2)(1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、 当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)、同第4条(保険金を支払 わない場合-その2)、同第27条(事故の通知)から同第29条(保険金の支払時期)ま で、および同第32条(代位)の規定は適用しません。

第17条 (普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の読み替え)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第1条(用語の定義)の表の危険の規定中「傷害の発生の可能性」とあるのは「損害の発生の可能性」
 - ② 第12条(告知義務)(3)の③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約の事故による損害が発生する前に」
 - ③ 第12条(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害の生じた後に」
 - ④ 第12条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した損害」
 - ⑤ 第19条 (重大事由による解除)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
 - ⑥ 第22条 (保険料の取扱い-告知義務・通知義務に伴う変更等の場合) (7)の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
 - ⑦ 第31条(時効)の規定中「第28条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは

「この特約第9条(保険金の請求)(1)に定める時」

(2) この特約については、国内旅行傷害保険特約第4条(保険責任の始期および終期)(4)の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第18条 (重大事由による解除に関する特則)

保険契約者または被保険者が普通保険約款第19条(重大事由による解除)(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③のア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第19条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款および国内旅行傷害保険特約の規定を準用します。

航空機遅延費用等補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	7/1 HI -> 12 / 1/16 (CAU CAU U (-> / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 1
用語	定義
寄託手荷物	被保険者が携行する身の回り品で、かつ、航空機の搭乗
	時に航空会社に運搬を寄託した手荷物をいいます。
航空機	定期航空運送事業の用に供される航空機をいい、定期航
	空運送事業者が路線を定めて運行する航空機にかぎりま
	す。
出発機	乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空
	機をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対し
	て支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をい
	います。
保険金	乗継遅延費用保険金、寄託手荷物遅延等費用保険金、寄
	託手荷物紛失費用保険金および出発遅延・欠航・搭乗不能
	費用保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己
	負担額をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、日本国内において第3条(保険金を支払う場合 - 乗継遅延費用)、第5条(保険金を支払う場合 - 寄託手荷物遅延等費用)、第7条(保険金を支払う場合 - 寄託手荷物紛失費用)または第9条(保険金を支払う場合 - 出発遅延費用等)に規定する損害を被ったときは、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。ただし、被保険者が乗客として搭乗している航空機(注)が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合も同様とします。

(注)被保険者が乗客として搭乗している航空機

日本を出発して日本に帰着する予定の航空機をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

第3条(保険金を支払う場合-乗継遅延費用)

- (1) 当会社は、被保険者が航空機を乗り継ぐ場合において、到着機(注)の遅延によって、出発機に搭乗することができず、到着機の到着時刻から4時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないことにより、被保険者が費用を負担することによって損害を被った場合に、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、1回の到着機(注)の遅延あたり保険証券記載の乗継遅延費用保険金額を被保険者に支払います。
- (2)(1)の「1回の到着機(注)の遅延」とは、同一の原因に起因して生じた一連の到着機(注)の遅延をいいます。

(注) 到着機

乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。

第4条 (乗継遅延費用の範囲)

前条(1)の費用とは、次の①から③までに掲げるものをいいます。

① 宿泊施設(注)の客室料

乗継地において、その出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設(注)の客室料をいいます。

② 食事代

乗継地において、その出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代をいいます。

③ 交诵費

宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用または出発機の代替となる他の交通 手段を利用した場合の費用をいいます。

(注) 宿泊施設

ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

第5条(保険金を支払う場合-寄託手荷物遅延等費用)

当会社は、被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって損害を被った場合に、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、1回の寄託手荷物の遅延あたり保険証券記載の寄託手荷物遅延等費用保険金額を被保険者に支払います。

第6条(寄託手荷物遅延等費用の範囲)

前条の費用とは、次の①または②に掲げるものをいいます。

① 衣類購入費

寄託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者がその目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。以下この特約において同様とします。

② 生活必需品購入費

寄託手荷物の中に、洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品(注)が含まれていた場合で、これらの生活必需品(注)を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。以下この特約において同様とします。

(注) 生活必需品

①の衣類を除きます。

第7条(保険金を支払う場合-寄託手荷物紛失費用)

当会社は、被保険者が搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから48時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合に、その寄託手荷物は紛失したものとみなし、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって損害を被ったときは、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、1回の寄託手荷物の紛失あたり保険証券記載の寄託手荷物紛失費用保険金額を被保険者に支払います。

第8条(寄託手荷物紛失費用の範囲)

前条の費用とは、被保険者が搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した、次の①または②に掲げるものをいいます。

- ① 衣類購入費
- ② 生活必需品購入費

第9条(保険金を支払う場合-出発遅延費用等)

当会社は、被保険者が搭乗する予定だった航空機について、搭乗不能(注)が生じ、その

航空機の出発予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって損害を被ったときは、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、1回の搭乗不能(注)あたり保険証券記載の出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金額を被保険者に支払います。

(注) 搭乗不能

出発予定時刻から4時間以上の出発遅延、航空機の欠航もしくは運休またはその 航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能をいいます。

第10条 (出発遅延費用等の範囲)

前条の費用とは、次の①から③までに掲げるものをいいます。

① 宿泊施設(注)の客室料

出発地において、その航空機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設(注)の客室料をいいます。

② 食事代

出発地において、その航空機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代をいいます。

③ 交通費

宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の 交通手段を利用した場合の費用をいいます。

(注) 宿泊施設

ホテル等の宿泊施設をいいます。

第11条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって第3条(保険金を支払う場合-乗継遅延費用)、第5条(保険金を支払う場合-寄託手荷物遅延等費用)、第7条(保険金を支払う場合-寄託手荷物紛失費用)または第9条(保険金を支払う場合-出発遅延費用等)に掲げる場合に該当した場合は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)で①に掲げる者以外の者の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機 関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機 関をいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質(注4)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

第12条 (事故の発生)

- (1) 事故(注1)が生じた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は次の①から③までに掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 事故(注1)が生じた日からその日を含めて30日以内にその事故(注1)の発生および遅延等の状況を当会社に通知し、当会社が書面による説明を求めた場合は、これに応じなければなりません。
 - ② 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ③ ①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の① から③までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 事故

第3条(保険金を支払う場合-乗継遅延費用)、第5条(保険金を支払う場合-- 寄託手荷物遅延等費用)、第7条(保険金を支払う場合-寄託手荷物紛失費 用)または第9条(保険金を支払う場合-出発遅延費用等)の事由をいいます。 以下この特約において同様とします。

(注2)他の保険契約等に関する事実の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実 を含みます。

第13条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合-乗継遅延費用)、第5条(保険金を支払う場合-寄託手荷物遅延等費用)、第7条(保険金を支払う場合-寄託手荷物紛失費用)または第9条(保険金を支払う場合-出発遅延費用等)の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の① から⑨までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故内容報告書
 - ④ 航空会社またはこれに代わるべき第三者の遅延証明書
 - ⑤ 第4条 (乗継遅延費用の範囲)、第6条 (寄託手荷物遅延等費用の範囲)、第8条 (寄託手荷物紛失費用の範囲) または第10条 (出発遅延費用等の範囲) の費用の支出 を証明する領収書もしくは精算書
 - ⑥ 被保険者が、保険金の請求を第三者に委任する場合は、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑦ その他当会社が第14条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行う ために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付す

る書面等において定めたもの

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容および費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)および(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の 規定に違反した場合または、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、 もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによ って当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、 法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、 法律上の親族にかぎります。

第14条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の 状況、費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、事故と費用との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が 有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当 会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会

90日

- ③ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(1)の① から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

(注1)請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第13条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (注2)次の①から④までに掲げる日数 ①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第15条 (代位)

た額

- (1) 第3条(保険金を支払う場合-乗継遅延費用)、第5条(保険金を支払う場合-寄託 手荷物遅延等費用)、第7条(保険金を支払う場合-寄託手荷物紛失費用)または第9条 (保険金を支払う場合-出発遅延費用等)の費用が生じたことにより被保険者が損害賠 償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支 払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度 とします。
 - ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引い
- (2)(1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)、同第4条(保険金を支払わない場合-その2)、同第27条(事故の通知)から同第29条(保険金の支払時期)までおよび同第32条(代位)の規定は適用しません。

第17条(普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の読み替え)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第1条(用語の定義)の表の危険の規定中「傷害の発生の可能性」とあるのは「損害の発生の可能性」

- ② 第12条(告知義務)(3)の③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「事故が生じる前に」
- ③ 第12条(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害の生じた後に」
- ④ 第12条(5)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑤ 第19条 (重大事由による解除) (1)の①、(2)の②および(注3)の規定中「傷害」 とあるのは「損害」
- ⑥ 第19条(3)の規定中「傷害(注3)の発生した後に」とあるのは「事故による損害(注3)の発生した後に」、「発生した傷害(注3)」とあるのは「発生した事故による損害(注3)」
- ⑦ 第22条 (保険料の取扱い-告知義務・通知義務に伴う変更等の場合) (7)の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
- ⑧ 第31条 (時効) の規定中「第28条 (保険金の請求) (1)に定める時」とあるのは「この特約第13条 (保険金の請求) (1)に定める時」
- (2) この特約については、国内旅行傷害保険特約第4条(保険責任の始期および終期) (4)の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故による損害」と読み替えて適用します。

第18条 (重大事由解除に関する特則)

保険契約者または被保険者が普通保険約款第19条(重大事由による解除)(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③のア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第19条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款および国内旅行傷害保険特約の規定を準用します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条 (戦争危険等免責の一部修正)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款または付帯された他の特約の保険金を支払わない場合の事由の規定中、

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注)」

とあるのは

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注)。ただし、テロ行為(注) を除きます。

(注) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

と読み替えて適用します。

第2条 (この特約の解除)

当会社は、前条の規定中のテロ行為に関する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲(注)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

(注) この特約の引受範囲

この特約を引き受けできる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条(特約解除の効力)

前条の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款または付帯された他の特約の規定を準用します。